

経済産業省

貿易局第 号
輸出注意事項 第 号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿易局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 年 月 日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿易局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行
<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(2) (略) (3) 国際協定等による規制物資 輸出令別表第2の1、20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。 これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うものとし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。 なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は原則として承認しない。ただし、輸出令別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物は、国際協定等に基づく相手国の同意が必要な場合にはその同意を前提に、有用資源として安全に再利用される等の一定の要件を満たす場合にのみ、例外的に輸出の承認を行う。 (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び劇毒剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づく規制、35の4の項の中欄に掲げる貨物は水銀に関する水俣</p>	<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(2) (略) (3) 国際協定等による規制物資 輸出令別表第2の1、20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。 これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うものとし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。 なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は原則として承認しない。ただし、輸出令別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物は、国際協定等に基づく相手国の同意が必要な場合にはその同意を前提に、有用資源として安全に再利用される等の一定の要件を満たす場合にのみ、例外的に輸出の承認を行う。 (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び劇毒剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づく規制、35の4の項の中欄に掲げる貨物は水銀に関する水俣</p>

条約に基づく規制、35の5の項の中欄に掲げる貨物は1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「ロンドン議定書」という。）に基づく規制並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。

(注4) (略)

(4)・(5) (略)

2-1-1の2~2-2 (略)

[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
20~35の4	(略)	(略)	
<u>35の5</u>	<u>千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一4・1に規定する処分</u>	<u>ロンドン議定書第1条4. 1に規定する投棄のうち、次のいずれかに該当するものである。①廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること。②廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海底及びその下に貯蔵すること。</u>	<u>ロンドン議定書第1条4. 2. 1前段及び4. 3に規定する次に該当する処分を除く。①船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物及びこれらのものの設備の通常の利用に付随し、又はこれに伴って生ずる廃棄物その他の物を海洋へ処分すること。②海底鉱物資源の探査、開発及びこれらに関連する沖合における加工から直接に生じ、又はそれらと関連を有する廃棄物その他の物を処分し、及び貯蔵すること。</u>
	<u>同附属書一</u>	<u>二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ず</u>	

条約並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。

(注4) (略)

(4)・(5) (略)

2-1-1の2~2-2 (略)

[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
20~35の4	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	

	<u>1・7に規定する二酸化炭素を含むんだガス</u>	<u>る二酸化炭素を含む液体を含む。</u>
38～43	(略)	(略)

別紙第1

輸出令第2条第1項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

- 1 (略)
 - 2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物
 - (1) 輸出令別表第2の1、19から21の3まで、25及び35の項の中欄、35の2の項(1)並びに35の3、35の4、35の5、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物（上記1(1)に掲げるものを除く。）
 - (2) (略)
- 3・4 (略)

38～43	(略)	(略)

別紙第1

輸出令第2条第1項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

- 1 (略)
 - 2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物
 - (1) 輸出令別表第2の1、19から21の3まで、25及び35の項の中欄、35の2の項(1)並びに35の3、35の4、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物（上記1(1)に掲げるものを除く。）
 - (2) (略)
- 3・4 (略)